

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 七 年 六 月 二 十 四 日

目 次

告 示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第三百八十八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

1 二「(四) クロロ ニ・五 シメトキシフェネテルアミノ)メチル」フェノール及びその塩類(通称名ニ五C NBOH)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日

平成二十七年六月二十五日

平成二十七年六月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社